

## 第1章 総則

### （趣旨）

第1条 この規則は、竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年竹富町条例第5号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。  
（町営住宅入居申込書等）

第2条 条例第8条に規定する町営住宅入居申込書は、第1号様式によるものとする。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、条例第5条各号のいずれかに該当する者のうち町長が特に必要がないと認めるものについては、この限りでない。

- （1）収入証明書（第2号様式）
- （2）婚姻の予約者がある場合は、予約を証する書類
- （3）立退要求を受けている場合は、その要求を証する書類
- （4）条例第6条第1項第3号アに該当する場合は、その旨を証する書類
- （5）条例第6条第1項第3号イに該当する場合は、その旨を証する書類
- （6）その他町長が必要と認める書類

3 町長は、条例第8条の申込みに対しその入居を決定したときは、その旨を町営住宅入居決定通知書（第3号様式）により申込者に通知するものとする。  
（公営住宅の変更等）

第3条 条例第5条第5号から第6号までに規定する公営住宅の変更又は交換を希望するものは、公営住宅変更申請書（第4号様式）又は公営住宅交換申請書（第5号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定は、前項の変更又は交換の決定について準用する。

### （入居資格者の制限）

第4条 申込者は、条例第6条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる条件を具備しなければならない。但し、地域存続の為、町長が特別に人材を確保する必要があり、公共の福祉に資すると認める場合にあっては、その限りでない。

- （1）条例第6条第1号に該当するものは3カ月以上引き続き町内に居住している者であること。
- （2）条例第6条第2号に規定する親族は、配偶者、子、親、その他事実上の扶養者であること。
- （3）婚姻の予約者の場合は入居の期日までに婚姻届の提出が可能なる者であること。
- （4）町税の滞納がない者であること。
- （5）地域の存続に関し地元公民館から推薦し町長が認める者

### （抽選）

第5条 条例第9条第1項の規定による抽選を行うときは、その日時、場所等をあらかじめ役場の掲示場、その他適当な場所に掲示するものとする。

2 抽選は、実態調査をした後に入居者、入居補欠者又は空家入居者を決定するために行う。

3 抽選を行う場合は、申込者のうちから若干名を選びこれに立ち合わせるものとする。

### （優先的選考）

第6条 条例第9条第4項の規定による規則で定める特別の理由に該当する者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）本町の事業執行に伴う立ち退き者
- （2）20歳未満の子を扶養している寡婦（寡夫）
- （3）身体障害者
- （4）特に救済を要する低額所得者
- （5）長期にわたり町営住宅に応募している者

2 町営住宅の新設に伴う新規募集を行う場合に限り、当該町営住宅が所在する地区の住民を対象に地元割当選考を行うことができるものとする。

3 前2項に掲げる優先的選考の実施方法等は、別に定める。

### （入居補欠通知書等）

第7条 町長は、条例第10条第1項の規定により入居補欠者を決定したときはその旨を町営住宅補欠通知書（第6号様式）により申込者に通知するものとする。

2 町長は、入居補欠者のうちから入居者を決定したときは、その旨を町営住宅入居決定通知書により通知するものとする。

### （請書）

第8条 条例第12条第1項第1号に規定する請書は、第7号様式によるものとする。

2 前項の請書には、連帯保証人の印鑑証明書及び所得金額を証明するに足る書類を添付しなければならない。

### （連帯保証人の変更届）

第9条 入居者が、請書を提出した後、連帯保証人の死亡、町外転出又は辞任の申出等により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更届（第8号様式）に請書を添付して町長に提出しなければならない。

2 入居者は、連帯保証人が住所を変更したときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

### （同居の承認等）

第10条 入居者は、条例第13条の規定により、当該町営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居（次条第2号に規定する者を除く。）させようとするときは、町営住宅同居承認申請書（第9号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）収入証明書（第2号様式）
- （2）条例第42条第1項第1号から第5号に該当しない旨の誓約書（第10号様式）

3 町長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を町営住宅同居承認通知書（第11号様式）により入居者に通知するものとする。

第11条 入居者は、同居者が次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに町営住宅同居者異動届（第12号様式）に異動を証する書面を添付して町長に届け出なければならない。

- （1）同居者が転出したとき。
- （2）出生したとき。
- （3）同居者が死亡したとき。

### （入居者の名義変更）

第12条 入居者が、条例第14条の規定により次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該同居の親族が引き続き当該町営住宅に居住しようとするときは、町営住宅入居者名義変更申請書（第13号様式）に第2条第2項に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

- （1）死亡したとき。
- （2）他に転出したとき。

- (3) 生計の中心がなくなったとき。
- 2 町長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を町営住宅名義変更承認通知書(第14号様式)により申請者に通知するものとする。  
(収入の申告及び収入超過者等の認定等)
- 第13条 入居者は、条例第15条の規定により収入に関する申告をしようとするときは収入申告書(第15号様式)に次の各号に掲げる書類を添付して、提出しなければならない。
- (1) 官公署の発行する収入証明書  
(2) 条例第6条第1項第3号アに規定する者にあつては、その旨を証する書類  
(3) 条例第6条第1項第3号イに規定する者にあつては、その旨を証する書類  
(4) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、条例第15条第3項の規定により収入を認定した場合は、第3項及び第4項に規定する場合を除き、収入認定通知書(第16号様式)により当該額を当該入居者に通知するものとする。
- 3 町長は、条例第15条第3項の規定により収入を認定し、第29条第1項の規定により収入超過者として認定したときは、収入認定及び収入超過者認定通知書(第17号様式)により当該入居者に通知するものとする。
- 4 町長は、条例第15条第3項の規定により収入を認定し、第29条第2項の規定により高額所得者として認定したときは、収入認定及び高額所得者認定通知書(第18号様式)により当該入居者に通知するものとする。
- 5 条例第15条第4項及び第29条第3項の規定により意見を述べようとするものは、意見申出書(第19号様式)を町長に提出しなければならない。
- 6 入居者は、年度途中において、収入が変動し、収入の再認定を求めようとする者は、収入が変動した日から30日以内に収入再認定申請書(第20号様式)を町長に提出しなければならない。
- 7 町長は、第5項の意見申出書を審査した結果、更正を認めるときは、収入認定更正決定通知書(第21号様式)により、更正を認めないときは、収入認定却下通知書(第22号様式)により当該入居者に通知するものとする。
- 8 町長は、第6項の収入再認定申請書を審査した結果、更正を認めるときは、収入再認定通知書(第23号様式)により、更正を認めないときは、収入再認定却下通知書(第24号様式)により当該入居者に通知するものとする。
- 9 前項の決定に対する意見申出等については、第5項及び第7項を準用する。この場合において、第19号様式、第21号様式及び第22号様式中「収入認定」とあるのは「収入再認定」と読み替えるものとする。  
(家賃の決定通知)
- 第14条 町長は、条例第16条第1項、第31条第2項、第33条第1項の規定により家賃を決定した場合は、家賃決定通知書(第25号様式)により当該入居者に通知するものとする。  
(家賃等の減免基準)
- 第15条 条例第17条(条例第31条第3項、第33条第3項の規定により準用する場合を含む。 )及び第19条第2項に規定する町長が定める家賃等の減免基準は、次の各号に掲げる事項とする。
- (1) 入居者(同居者を含む。)の収入の月額が、生活保護基準額の収入(以下「収入基準額」という。)以下であること。  
(2) 入居者(同居者を含む。)が、疾病に係り長期にわたり療養を要し、又は災害により容易に回復しがたい損害を受けたために特に費用を要する場合でそのために要する費用として町長が認定した額を収入から控除した額が、前号の収入基準額以下であること。  
(3) その他前号に準ずる特別の事情があること。
- 2 町長は、前項各号のいずれかに該当する入居者のうち次の各号に掲げる者に対しては、当該町営住宅の家賃をそれぞれ当該各号に掲げる額まで減額する。
- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第14条の住宅扶助を受けていない者  
入居者の収入に応じて、別に定める減免基準により得た額  
(2) 生活保護法第14条の住宅扶助を受けている者  
当該家賃から当該住宅扶助費を差し引いた額
- 3 町営住宅の入居者の家賃を決定した後、年度の途中に当該入居者の申告に基づき収入区分より家賃の変更を行う必要が生じたとき、かつ、収入の再認定を行わない場合は、その差額について減免する。
- 4 条例第17条の規定による家賃の免除は、災害その他特別の事情により町長が特に必要と認めたる入居者(生活保護法第14条の住宅扶助を受けていない者に限る。)に対して行うものとする。
- 5 家賃の減免期間は、町長が事情を考慮して定める。  
(家賃等の徴収猶予基準)
- 第16条 条例第17条及び第19条第2項の規定により町長が定める家賃及び敷金の徴収猶予基準は、家賃の支払い能力が6月以内に回復すると認められる場合とする。  
(家賃等の減免及び徴収猶予申請)
- 第17条 条例第17条(条例第31条第3項、第33条第3項の規定により準用する場合を含む。 )及び第19条第2項の規定により、敷金及び家賃(以下「家賃等」という。)の減免又は徴収猶予を受けようとするときは、家賃等減免申請書(第26号様式)又は家賃等徴収猶予申請書(第27号様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請に対して決定したときは、その旨を家賃等減免(徴収猶予)決定通知書(第28号様式)により申請者に通知するものとする。  
(敷金の還付)
- 第18条 入居者が住宅を立ち退き、敷金の還付を受けようとするときは、敷金還付請求書(第29号様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、入居者が住宅を立ち退いた場合において、条例第19条第3項ただし書の規定により未納の家賃又は損害賠償金を敷金から控除したときは、敷金控除明細書(第30号様式)を添えて、残金を還付するものとする。  
(家賃の納付方法)
- 第19条 条例第18条に規定する家賃は、納額通知書により納付しなければならない。  
(汚物処理施設、防犯灯に係る電気料金の町負担)
- 第20条 町は、条例第22条第2号の規定の汚物処理施設、共同施設に係る電気料金の一部を負担することができる。
- (1) 1団地の全戸数に対する未入居戸数が30%を超え、その期間が1か月以上継続する団地に適用する。  
(2) 町が負担する戸数の基礎となる未入居戸数については、毎月1日現在の戸数によるものとする。  
(3) 汚物処理施設、共同施設に係る電気料金の負担は、1団地の住宅戸数を未入居戸数で除した額に月の電気料金を乗じて得た額とし、入居者は町が負担する金額の残額を負担する。  
(住宅を使用しないときの届出)
- 第21条 条例第25条の規定により住宅を使用しないときの届出をしようとするときは町営住宅一時不使用届(第31号様式)を、町長に提出しなければならない。  
(用途併用の承認)
- 第22条 条例第27条ただし書の規定により用途併用の承認を受けようとするときは、町営住宅用途併用承認申請書(第32号様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を町営住宅用途併用承認通知書(第33号様式)により申請者に通知するものとする。  
(模様替え及び増築の承認)
- 第23条 条例第28条ただし書の規定により模様替え又は増築の承認を受けようとするときは、町営住宅模様替(増築)承認申請書(第34号様式)を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の申請に対して承認したときは、その旨を町営住宅模様替(増築)承認通知書(第35号様式)により申請者に通知するものとする。  
(住宅のあっせん)
- 第24条 条例第34条の規定により入居者が住宅のあっせん申出をしようとするときは住宅あっせん申出書(第36号様式)を町長に提出しなければならない。

(町営住宅の建替えに伴う再入居)

第25条 条例第38条の規定により入居を希望するものは、町営住宅入居申込書(第1号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申込みに対しその入居を決定したときは、その旨を町営住宅入居決定通知書(第3号様式)により申込者に通知するものとする。  
(明渡しの届出)

第26条 入居者が、条例第41条第1項に規定する明渡しをしようとするときは、町営住宅明渡届(第37号様式)を町長に提出しなければならない。

## 第2章 社会福祉事業等への活用

(社会福祉法人等の使用)

第27条 条例第44条第1項の規定により社会福祉法人等は、町営住宅を使用しようとするときは、町営住宅使用許可申請書(第38号様式)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請に対し許可したときは、町営住宅使用許可通知書(第39号様式)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項の申請に対し許可しないこととなったときは、町営住宅使用不許可通知書(第40号様式)により申請者に通知するものとする。

4 条例第48条の規定により社会福祉法人等は、次に規定する事項を変更しようとするときは、町営住宅使用変更許可申請書(第41号様式)を町長に提出しなければならない。

(1) 使用目的

(2) 使用期間

(3) 入居者

(4) その他町長が必要と認める事項

5 町長は、前項の申請に対し許可したときは、町営住宅使用変更許可通知書(第42号様式)により、許可しないこととなったときは、町営住宅使用変更不許可通知書(第43号様式)により申請者に通知するものとする。

6 条例第48条の規定により社会福祉法人等は、使用内容(前項に規定する事項を除く。)に変更が生じたときは、町営住宅使用内容変更報告書(第44号様式)を町長に提出しなければならない。

## 第3章 補則

(町営住宅管理人)

第28条 町営住宅管理人は、入居を許可されたもののうちから町長の認めるものに住宅管理業務を委託するものとする。

2 住宅管理業務委託契約の期間は1年とする。ただし、必要により期間を更新し若しくは短縮することができる。

(町営住宅管理人の業務)

第29条 町営住宅管理人は、住宅監理員の指揮監督を受け、次の管理業務を行わなければならない。

(1) 家賃の納入通知書の配布

(2) 町営住宅の入居又は明渡しの確認

(3) 入居者から、条例及びこの規則の規定により提出する申請書等の取次ぎ

(4) その他町営住宅管理上必要な事項

(町営住宅管理人の解約)

第30条 町長は、町営住宅管理人が次の各号のいずれかに該当するときは、解約することができる。

(1) 病気等のため職務の執行が不可能であると認めたとき。

(2) 町営住宅管理人が当該町営住宅から他に転居したとき。

(3) その他町長が町営住宅管理人として不適當であると認めたとき。

(立入検査証)

第31条 条例第51条第3項に規定する身分を示す証明書は、町営住宅立入検査証(第45号様式)とする。

第1号様式(第2条及び第25条関係)  
第1号様式(第2条及び第25条関係)

希望団地		形態	一般・特公賃 建替・用途廃止	受付番号		
町営住宅入居申込書						
竹富町長		様		年 月 日		
				フリガナ 申込者	印	
下記のとおり町営住宅の申込をします。 なお、申込書に虚偽の記載があるときは、無効とされても異議を申しません。						
現住所	( アパート 様方 )			勤務先	所在地	
					名 称 (電 )	
町営団地に入居者	続柄	氏 名	年 齢	職 業	過去一年間の収入額	※月額
※ 世帯の月収 ( 円 ) - ( 円 × 名 ) = ( 円 )						
住 宅 困 窮 の 現 況	1	住宅以外の建物又は場所に居住している			倉庫 事務所 その他	
	2	保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している			老朽住宅 仮設住宅 その他	
	3	他の世帯と同居していて生活上著しく不便である現在の間取りと世帯員との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態である			便所(専用 共用) 炊事(専用 共用) 部屋数 間 畳 借家、間借、下宿、寮、その他	
	4	同居しようとする親族があるが分散して生活している			別居親族と別居先	
	5	正当な立退要求を受けているが立退先がない			立退要求を受けていることを証する書類	
	6	勤務場所から著しく遠隔地に居住している			片道所要時間 時間 分	
	7	毎月の収入に比較して現在の家賃は著しく過重である			家賃 円	
	8	婚約中であるが住宅がないため結婚できない			婚約中であることを証する書類	
	9	高齢者、障害者、被災者などである			その旨を証する書類	
	10	居住の公営住宅が建設又は用途廃止される				
	11	その他				

注 1 『住宅困窮の現況欄』は、該当か所の数字を○で囲み右欄にも所要事項を記入して下さい。

2 ※印欄は記入しないこと。

(裏)

現住所附近の見取図

※ 実 態 調 査 表

一般、その他

現在居住している住宅平面図  
(間取り及び畳数を表示すること。)

実態調査の結果、上記のとおり相違ありません。

年 月 日

調査員

職氏名

印

表示すべき書類

確認印

収入を証する書類

立退要求、婚約を証する書類

高齢者、障害者などを証する書類

その他

収 入 証 明 書									
竹富町長 様					住 所 職 業 氏 名				
月別	給料 (税込)	賞与 (税込)	その他 (税込)	計	月別	給料 (税込)	賞与 (税込)	その他 (税込)	計
月					月				
月					月				
月					月				
月					月				
月					月				
月					月				
					合計				
上記のとおり給与を支給したことを証明します。 <div style="text-align: center;">年 月 日</div> <div style="text-align: right;">所在地 名 称 代表者</div> <div style="text-align: right;">印</div>									

- 注 1 入居の申込をした日の月の前月から過去一年間の収入を記載すること。
- 2 入居家族のうち本人以外に収入のある者があるときは、収入証明は別々に書いて提出すること。

町営住宅入居決定通知書

第 号  
年 月 日

様

竹富町長 印

下記住宅に入居を決定したので通知します。

記

町営住宅所在地				
住宅番号	号			
入居決定した世帯員数				
家賃	月額	円	敷金	円
当該家賃の適用期間	年 月 日から		年 月 日まで	
入居可能日	年 月 日			

注 意

- 1 入居決定のあった日から10日以内に本人と同程度以上の収入のある者の連帯保証人1名の連署する請書を提出してください。
- 2 敷金は別に発行する払込書により指定金融機関に払い込んでください。
- 3 竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守してください。
- 4 火気については、特に注意してください。
- 5 建物の模様替え、増築をしないでください。
- 6 建物の破損は速やかに届出てください。なお、ガラス、畳等の修理は入居者の負担となります。
- 7 住宅の転貸はしないでください。
- 8 住宅を退去されるときは、畳、ふすま類はきれいにし、町営住宅明渡届を7日前までに提出し、係員の点検を受けてください。
- 9 町長は、入居者が次の事項に該当するときは、住宅の明渡請求をすることがあります。
  - (1) 不正な行為によって入居したとき。
  - (2) 家賃を3月以上滞納したとき。
  - (3) 町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
  - (4) 正当な事由によらないで15日以上町営住宅を使用しないとき。
  - (5) 同居の承認を得ずに同居させたとき。
  - (6) 入居承継の承認を得ずに入居承継をしたとき。
  - (7) 保管義務に違反したとき。

公 営 住 宅 変 更 申 請 書

年 月 日

竹富町長 様

町営住宅 団地 号

申請者 印

下記のとおり住宅の変更を申請します。

記

希望する団地		勤務先	
希望する住宅構造		収入	月平均収入
		世帯員数	

理 由

- 注 1 町営住宅入居申込書を添付すること。
- 2 申請者が町営住宅以外の公営住宅に入居している場合は、その事業主体の長の意見書を添付すること。



公 営 住 宅 交 換 申 請 書

年 月 日

竹富町長 様

公営住宅 団地 号

申請者 印

公営住宅 団地 号

申請者 印

私たちは、それぞれ上記住宅に入居しておりますが、次の理由により公営住宅の交換を申請します。

交換希望住宅名	理 由	入 居 者 氏 名	家賃完納の有無

注 1 町営住宅入居申込書を添付すること。

2 申請者が町営住宅以外の公営住宅に入居している場合は、その事業主体の長の意見書を添付すること。

町営住宅補欠通知書

第 号  
年 月 日

様

竹富町長 印

さきに町営住宅の入居の希望者を募集しましたところ、入居補欠者と決定しましたので通知します。

なお、入居が可能となった場合は、町営住宅入居決定通知書により通知しますので、そのままお待ち下さい。

また、空き住宅が発生しない場合は、入居できないことがありますことを念の為申し添えます。

請 書  
町営住宅所在地 \_\_\_\_\_ 団地 第 \_\_\_\_\_ 号

ただし、畳・建具・その他造作一式  
家賃は条例に基づき算定された額

上記住宅の入居の決定を受けましたので、竹富町営住宅の設置及び管理に関する  
条例、同施行規則及び下記条項を遵守します。後日のため保証人連署のうえ本請書  
を提出し、連帯してその義務を履行します。

記

- 1 毎月、指定された日までに当月分の家賃を納めます。
- 2 周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はいたしません。
- 3 住宅内においては、いかなる営業もいたしません。
- 4 住宅内においては、他人に迷惑になるような家畜獣類は飼育しません。
- 5 住宅の内外側を問わず、無断で模様替え、増築はいたしません。
- 6 住宅の小修理については、私の負担において実施いたします。
- 7 住宅を他人に迷惑となるような集会に使用いたしません。
- 8 入居が決定しても住宅入居申込書に虚偽の記入があった場合、又は資格に違反  
した点があった場合、失格者として処理されても異議の申し立てはいたしません。
- 9 譲渡し若しくは転貸し、又は無断で同居人を入れることはいたしません。
- 10 未納の家賃、又は損害賠償金その他の費用を入居者が負担できないときは、保  
証人がその責めを負います。
- 11 入居後3年を経過して収入基準を超過している場合は、当該住宅の明け渡しの  
努力をします。
- 12 世帯全員が転出する場合は、住宅を返還します。
- 13 住宅の入居者、又は同居者が暴力団でないこと。  
(上記について、町が八重山警察署へ事実確認することに同意します。)

平成 年 月 日

(入居者) 本 籍  
現住所  
氏 名  
(連帯保証人) 本 籍  
現住所  
氏 名  
(連帯保証人) 本 籍  
現住所  
氏 名

竹富町長 様

連帯保証人調書

入居者との関係		
職 業		
勤務先の証明 を証明します。	連帯保証人は当所に勤務し月収	円であることを
年 月 日		
	所在地	
	名 称	(電話 )
	証明者名	印

連帯保証人の印鑑証明書 (のりつけ)
--------------------

連帯保証人の所得証明書 (源泉徴収票又は市町村役所が発行する所得証明書) ちょう付欄
--

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

竹富町長 様

町営住宅 団地 号

届 出 人 印

旧保証人

下記の者を連帯保証人といたしたいので、同人が連署した請書を添付のうえ、届けます。

記

死 亡 理 町 外 転 出 辞任申出その他	由
-----------------------------	---

連 帯 保 証 人

氏 名

現住所

(電話)

※ 請書を添付すること。

<p style="margin: 0;">町営住宅同居承認申請書</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0;">竹富町長 様</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">町営住宅 団地 号</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">申請者名 印</p> <p style="margin: 0;">私は下記の理由により、上記住宅に下記の者を同居させたいので申請します。</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">記</p>										
同居させようとする者の氏名										
入居者と同居者との続柄										
同居させようとする期日										
現 同 居 世 帯	氏 名	続柄	年齢	新 同 居 世 帯	氏 名	続柄	年齢	職 業	月 収	
理 由										

- 注 1 所得を証明する書類を添付すること。
- 2 同居予定者と入居者との続柄を証する書類を添付すること。
- 3 理由を証する書類を添付すること。

年 月 日

竹富町長 様

団地名 団地 号  
入居者名 入居者名 印

誓 約 書

私は下記の事項に該当していないことを誓約します。

記

- ① 不正の行為により入居した。
- ② 家賃を3月以上滞納している。
- ③ 正当な事由によらないで15日以上町営住宅を使用していない。
- ④ 町営住宅又は共同施設を故意にき損した。
- ⑤ 保管義務に違反する行為をした。
- ⑥ 竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例に違反する行為をした。

町営住宅同居承認通知書				
団地 様 号		第 年 月 日		
さきに申請のありました同居については、下記のとおり承認したので通知します。		竹富町長 印		
記				
団地名及び住宅番号	_____			
所在地	_____			
新同居人	_____			
同居世帯	氏 名	続 柄	年 齢	職 業
	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
	_____	_____	_____	_____
指 示 事 項	_____			



町営住宅同居者異動届					
			年	月	日
竹富町長		様			
			町営住宅 届 人	団地	号 印
下記のとおり同居者に異動がありますので届けます。					
記					
異 動 区 分	転出 出生 死亡 その他				
異 動 年 月 日	年 月 日				
氏 名	続 柄	年 齢	月 収	勤 務 先	
理 由					

町営住宅入居者名義変更申請書						
竹富町長                    様			年	月	日	
			町営住宅	団地	号	
			現入居者			
			申 請 人	印		
私は下記理由により、上記住宅の入居者名義を変更したいので申請します。						
記						
現入居者と申請者との続柄						
申請人がこの住宅に入居した期日			年	月	日	
同居 世帯 員	氏 名	続 柄	年 齢	氏 名	続 柄	年 齢
		本 人				
理 由						

- 注 1 請書を添付すること。
- 2 変更事由を証する書類を添付すること。

町営住宅名義変更承認通知書

第 号  
 年 月 日

町営住宅 団地 号  
 申請人 様

竹富町長 印

年 月 日付けで申請のあった入居者名義変更については、下記のとおり承認したので通知します。

記

団地名				
住宅所在地				
住宅番号				
新名義人				
同居家族名	氏名	続柄	年齢	職業
指示事項				

収 入 申 告 書

年 月 日

竹富町長 様

団 地 名	住 宅 番 号	氏 名
		印

竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例第15条の規定により、私及び同居者の前年1月1日から12月31日までの収入を証明書添付のうえ、下記のとおり申告します。

入居者及び同居者			職業、勤務先又は事業所		年間収入金額		備 考	※市町村民税原簿
続柄	氏 名	年齢	名 称	所在地(電話)	給与所得	給与以外 の所得		
本人								
条例第6条第1項第3号イに規定する者の該当の有無			①身体障害 ②精神障害 ③精神薄弱 ④高齢者 ⑤戦傷病者 ⑥原爆被爆者 ⑦引揚者		条例第6条第1項第3号ロに規定する者の該当の有無		被災者	
※収入月額		円	※控除対象配偶者及び扶養親族		名	※収入基準対象額		円

- 注 1 ※印欄は記入しないで下さい。  
2 条例第6条第1項第3号ア又はイに該当する場合は、その旨を証する書類を添付すること。  
3 政令第1条第3号イからへまでに規定する額を控除する場合は、その旨を証する書類を添付すること。  
(裏)

収入証明書添付欄

収入のある本人及び同居者全員の収入証明書(給与所得等源泉徴収される所得の場合は、源泉徴収義務者発行の源泉徴収票、その他の場合は、市町村長又は税務署発行の所得額証明書)をこの欄に添付してください。

収入申告書の記載上の注意

- 本人及び同居者全員の氏名、続柄、年齢及び所得のある方は、職業、勤務先又は所在地、名称等を記入してください。
- 年間収入金額は、昨年1月1日から12月31日までの所得税課税対象となった収入の総額を記入してください。  
ア 給与所得については、支払総額(いわゆる税込み金額)を記入してください。  
イ 事業所得者及びその他の所得者は、この申告書に添付していただく所得額証明書の所得額を記入してください。
- 「備考」欄には、その年の途中で就職又は退職した場合等において、その年月日その他参考になる事項を記入してください。
- この収入申告書は、きたる7月31日までに必ず提出してください。
- この収入申告書を提出期限までに提出しなかった場合は、近傍同様の住宅の家賃を徴収することがありますので、必ず提出してください。
- 虚偽の申告をされますと、一方的に収入を認定し、その収入に応じた家賃を徴収することになりますので、そのようなことがないように良心的な申告をしてください。
- 「条例第6条第1項第3号ア又はイ」の欄は、該当する場合は、該当する事項を○印で囲んでください。

収入認定通知書

第 年 月 号 日

団 地 名	住 宅 番 号	氏 名

竹富町長 印

あなたの収入金額（同居者の収入も含む。）は、下記のとおり認定しましたので、通知します。

なお、この認定について疑問のある方又は不服のある方は、通知を受けた日から30日以内に、所定の用紙にその事実を証する書類を添えて意見の申出ができます。

公営住宅法でいうあなたの収入		円	
収入のある同居者	年間収入	収入月額	摘 要
収入月額の合計 ( ×扶養親族数)			
(            円) - (            円) = (            円)			

収入認定及び収入超過者認定通知書

第 年 月 号 日

団 地 名	住 宅 番 号	氏 名

竹富町長 印

あなたの収入金額（同居者の収入も含む。）は、下記1のとおり認定しましたので、通知します。

この収入は、町営住宅入居資格の収入基準を超えておりますので、竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例第30条の規定により下記2の年月日から町営住宅を明け渡すよう努力する義務が発生することになります。

なお、引き続き入居することもできますが、そのときは竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例第31条の規定により算定された家賃を徴収することになりますのでご承知下さい。

この認定について疑問のある方又は不服のある方は、通知を受けた日から30日以内に所定の用紙にその事実を証する書類を添えて意見の申出ができます。

1 公営住宅法でいうあなたの収入	円		
2 町営住宅の明渡し努力義務の発生する時期	年 月 日		
収入のある同居者	年間収入	収入月額	摘 要
収入月額の合計	( ×扶養親族数)		
( 円)	－ ( 円)	= ( 円)	

収入認定及び高額所得者認定通知書

第 年 月 日 号

団地名	住宅番号	氏名

竹富町長 印

あなたの収入金額（同居者の収入も含む。）は、下記1のとおり認定しましたので、通知します。

この収入は、町営住宅入居資格の収入基準を超えておりますので、竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例第30条の規定により下記2の年月日から町営住宅を明け渡すよう努力する義務が発生することになります。また、政令第9条に規定する収入（39万7千円）を超えておりますので、町営団地の明渡し請求を行うこととなります。

ついては、早期に町営住宅を明け渡すようにしてください。

なお、そのまま、居住しますと竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例第33条の規定により算定された家賃等を徴収することになりますのでご承知下さい。

この認定について疑問のある方又は不服のある方は、通知を受けた日から30日以内に所定の用紙にその事実を証する書類を添えて意見の申出ができます。

1 公営住宅法でいうあなたの収入	円		
2 町営住宅の明渡し努力義務の発生する時期	年	月	日
収入のある同居者	年間収入	収入月額	摘要
収入月額の合計	（ ×扶養親族数）		
（ 円）	－	（ 円）	= （ 円）

意見申出書

年 月 日

竹富町長 様

団地名	住宅番号	氏名
		印

収入認定  
年 月 日付で収入認定及び収入超過者認定の通知を受けました  
収入認定及び高額所得者認定

が、これについて私（同居者の収入を含めて）の収入は、添付した証明書の示すように次のとおりでありますので再度調査お願いします。

入居者及び同居者			職業又は勤務先		年間収入金額		備考
続柄	氏名	年齢	名称	所在地 (電話)	給与所得	給与所得以外 の所得	
本人							

意見申出理由

これから下は記入しないでください。

収入 月 額	認定通知 記載金額	円	扶養親 族数	認定通知 記載数	名	公で 営い 住う 宅収 法入	認定通知 記載金額	円
	意見申出 "	円		意見申出 "	名		意見申出 "	円
	更正決定 金額	円					更正決定 金額	円



収入再認定申請書

年 月 日

竹富町長 様

団地名	住宅番号	氏名
		印

さきに認定された収入に基づき、家賃を納付しておりますが、私（同居者を含む。）の収入が下記のとおり変動しましたので変動後の認定を申請します。

記

1 変動した理由及び年月日

理由	年月日	年 月 日
----	-----	-------

2 変動の内容

(1) 収入変動					
続柄	収入のある者の氏名	職業、勤務先名称	収入認定通知金額	収入変動認定申請額	
本人			年間		
			月		
			年間		
			月		
合 計			年間		
			月		
(2) 扶養親族の変動					
変動のあった扶養親族氏名					
同居している扶養親族			別居している扶養親族		
続柄	氏名	年月日	続柄	氏名	年月日
変動前の扶養親族 名			変動後の扶養親族 名		

注1 収入変動は、給与所得の場合は源泉徴収票、給与所得以外の所得の場合は市町村長又は税務署の発行する所得証明書をそれぞれ添付すること。

2 扶養親族の変動は、出生証明書、扶養事実証明書等の扶養を証明する書類を添付すること。

収入認定更正決定通知書

第 年 月 日 号

団地名	住宅番号	氏名

竹富町長 印

年 月 日付けで提出のありました収入認定に係る意見申出書により審査した結果、下記のとおり収入の更正を決定したので通知します。

記

収入のある者の氏名	所得税控除後の年間収入金額	左の収入月額	摘要
扶養親族数	名	合計	円
収入更正決定額		円	
更正後の収入超過者としての可否	可	否	
備考			

収入認定却下通知書

第 号  
年 月 日

町営住宅 団地 号  
様

竹富町長 印

年 月 日付け収入認定に対するあなたからの 年 月  
日付けの意見申出を受け、重ねて調査した結果、次の理由によりその意見を却下  
します。

理 由

収入再認定通知書

第 号  
 年 月 日

団地名	住宅番号	氏名

竹富町長 印

年 月 日付けで提出のありました収入再認定申請書により審査した結果、下記のとおり収入の更正を決定したので通知します。

記

収入のある者の氏名	所得税控除後の年間収入金額	左の収入金額	摘要
扶養親族数	名	合計	円
収入更正決定額	円		
更正後の収入超過者としての可否	可	否	
備考			

収入再認定却下通知書

第 号  
年 月 日

町営住宅 団地 号  
様

竹富町長 印

年 月 日付けで申請のあった収入再認定申請に基づき、調査した結果、次の理由によりその申請を却下します。

理 由

家賃決定通知書

第 号  
年 月 日

町営住宅 団地 号  
様

竹富町長 印

年 月 日付けで認定(再認定)された収入に基づく、家賃については、下記のとおり決定したので通知します。

記

家賃の額	円
当該家賃の額による 支払開始年月日	年 月 日
当該家賃の適用期間	当該家賃の支払開始日から 年 月 日まで
備考	

家賃等減免申請書												
								年	月	日		
竹富町長		様		町営住宅		団地		号				
								申請者		印		
下記の理由により家賃(敷金)の減額(免除)を申請します。												
記												
理由												
減額(免除) の金額						減額(免除) の期間		自		年	月	日
						至		年		月	日	
同居者の状況	氏名	続柄	年齢	平均月収	職業	業	適	用				
生計の状況	収入の部				支出の部							
	項	目	金	額	項	目	金	額				
備考												

注1 収入の変動に伴う、家賃の再認定をしない場合は、「生計の状況」欄の記載は必要ありません。

2 理由を証する証明書、入居者及び同居者の収入証明書を添付すること。

家賃等徴収猶予申請書

年 月 日

竹富町長 様

町営住宅 団地 号

申請者 印

下記の理由により家賃等を納付期限までに納めることが、困難なため家賃（敷金）の徴収猶予を申請します。

記

家賃	月額	円		
徴収猶予を希望する金額	家賃敷金合計	月分	円 円 円	
徴収猶予を希望する期間		年 月 日から		
		年 月 日まで		
納付方法				
理由				
備考				

注 理由を証する証明書を添付すること。



家賃等減免（徴収猶予）決定通知書

第 号  
年 月 日

町営住宅 団地 号  
様

竹富町長 印

年 月 日付で申請のあった家賃等の減免（徴収猶予）については、下記のとおり決定したので通知します。

記

家賃、敷金の額	家賃の額 敷金の額	円 円			
減免する額 及び期間	割合	金額	期間		
			年 月 日から	年 月 日まで	
徴収を猶予する 金額及び期間		円	年 月 日から	年 月 日まで	
備考					

注 理由を証する証明書を添付すること。

敷金還付請求書

金 円也

ただし、住宅入居の際、納付した町営住宅の入居敷金

町営住宅 団地 号

立退年月日 年 月 日 退去

上記のとおり、住宅を立ち退きましたので敷金の払戻しを請求します。

年 月 日

竹富町長 様

住 所

氏 名 印

敷金控除明細書

第 号  
年 月 日

様

竹富町長 印

あなたが納付していた町営住宅入居敷金は、下記明細書のとおり控除したので通知します。

記

事 項 名	金 額	備 考
敷 金	円	
未納の家賃	円	
損害賠償金	円	
修繕費用	円	
控除額計	円	
差引還付額	円	

町営住宅一時不使用届

年 月 日

竹富町長 様

町営住宅 団地 号  
届出者 印

私は下記の理由により町営住宅を一時使用しませんので届けます。

なお、使用しない期間の住宅の保管一切その責任を負います。

記

使用しない理由	
使用しない期間	年 月 日から 年 月 日まで
入居者及び同居者の滞在場所	
使用しない期間の住宅管理方法	
管理責任者	住所 (電話 ) 氏名

町営住宅用途併用承認申請書

年 月 日

竹富町長 様

町営住宅 団地 号  
申請者 印

下記のとおり住宅の用途を併用したいので承認くださるよう申請します。

記

用 途	
現 使 用 住 宅	造 階 建 間
用途を併用する部分 (略図添付)	
用途併用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

町営住宅用途併用承認通知書

第 号  
年 月 日

町営住宅 団地 号  
様

竹富町長 印

年 月 日付けで申請のあった住宅用途併用については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 併用を承認する用途
- 2 用途を併用する部分
- 3 用途を併用する期間

承認条件

- (1) 承認した用途以外に変更してはならない。
- (2) 住宅の様様替え(増築)その他の工作を加えようとする場合は、事前に別途の願出をして承認を受けること。
- (3) 住宅退去の際は、自費で原形に復すること。
- (4) 住宅管理上、この承認を取り消した場合は、併用使用を停止すること。
- (5) 前号の措置の結果生じた損害については、補償しない。

町営住宅模様替(増築)承認申請書

年 月 日

竹富町長 様

町営住宅 団地 号  
申請人 印

模様替え 部分の名称  
増 築

増 築 部 分 の 面 積

使 用 期 間

年 月 日から 年 月 日まで

工 事 期 間

模様替え の目的又は  
増 築 理由

上記のとおり模様替え、増築をしたいので設計図書を添えて申請します。  
なお、承認のうえは下記事項を堅く守り、後日、異議の申立てはいたしません。

記

- 1 模様替え、増築は、承認通知書及び設計図書のとおり実施すること。
- 2 模様替え、増築については、取払いの指示があった場合は、自費で撤去して原形に復すること。
- 3 住宅明渡しの際は、竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例第28条第2項の規定により、自費で撤去して原形に復すること。

町営住宅模様替（増築）承認通知書

第 号  
年 月 日

町営住宅 団地 号  
様

竹富町長 印

年 月 日付けで申請のあった町営住宅の模様替え、増築については、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 模様替え、増築は、承認申請書及び設計図書に記載されたとおり実施すること。
- 2 住宅管理の必要上、取除きを指示した場合は、即時、無条件で撤去して原形に復すること。
- 3 住宅明渡しの際は、自費で撤去し原形に復すること。



住宅あっせん申出書

年 月 日

竹富町長 様

団地名	団地
住宅番号	号
入居年月日	年 月 日
申出書	印

続柄	氏名	年齢	職業	年間所得額	勤務先又は事業所	
					名称	所在地

年 月 日から上記のように収入超過したので、現住宅を明渡す様努めているが、適当な移転先がないので世帯状況を考慮のうえ、下記により住宅のあっせんをお願いします。

希望事項	あっせん希望住宅の種類	希望家賃	希望地域
	1 公共賃貸住宅等		
	2 その他の住宅		

町 営 住 宅 明 渡 届	
年 月 日	
竹富町長	様
町営住宅 明 渡 者	団地 号 印
下記のとおり町営住宅を明け渡したいので届けます。	
明 渡 年 月 日	
移 転 先	
明 渡 理 由	
用途変更、模様替え 増 築 等 の 処 置	
今まで同居していた 親 族 の 処 置	
電気、水道、ガス 料 金 の 処 置	
最終家賃納入年月日	
家賃滞納額の有無	
注1 明渡届は、退去する7日前に必ず提出すること。 2 電気、水道、ガス等は、廃止の手続きを執り、退去の際、料金の支払領収書を係員に提示すること。	

町営住宅使用許可申請書	
年 月 日	
竹富町長	様
申請者 所在地 法人名 代表者名 印	
下記のとおり町営住宅の使用許可を申請します。 なお、申請書に虚偽の記載があるときは、無効とされても異議を申しません。	
使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
希 望 団 地	
希 望 住 宅 数	
入居予定者の氏名等	別 添
町営住宅を使用する理由（民間施設等を使用できない理由）	

- 注1 法人認可、事業許可等を有している旨の公共機関の証明書を添付すること。
- 注2 法人の経営状況を明らかにした書類（収支決算書、貸借対照表など）を添付すること。
- 注3 入居予定者又は同世帯の収入状況を明らかにした書類（所得証明書など）を添付すること。
- 注4 法人の印鑑登録証明書、法人の役員名簿及び経歴等を添付すること。
- 注5 法人の事業実績書を添付すること。

町営住宅使用許可通知書

第 号  
年 月 日

様

竹富町長 印

年 月 日付けで申請のあった町営住宅の使用については、条件を附して下記のとおり許可したので通知します。

記

町営住宅名				
町営住宅所在地				
住宅番号				
入居者数				
使用料	月額	円	敷金	円
使用開始可能日	年 月 日			
使用許可期間	年 月 日から 年 月 日まで			

※ 使用条件

- 敷金は別に発行する払込書により指定金融機関に払い込んでください。
- 竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例及び同施行規則を遵守してください。
- 火気については、特に注意してください。
- 建物の模様替え、増築をしないでください。
- 建物の破損は速やかに届け出てください。なお、ガラス、畳等の修理は使用者の負担となります。
- 住宅の転貸はしないでください。
- 住宅を退去されるときは、畳、ふすま類はきれいにし、町営住宅明渡届を7日前までに提出し、係員の点検を受けてください。
- 町長は、使用者が次の事項に該当するときは、住宅の明渡請求をすることがあります。
  - 無断で使用目的等の使用内容を変更し使用したとき。
  - 使用料を3月以上滞納したとき。
  - 町営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
  - 正当な事由によらないで15日以上町営住宅を使用しないとき。
  - 保管義務に違反したとき。

町営住宅使用不許可通知書

第 号

年 月 日

様

竹富町長 印

年 月 日付けで申請のあった町営住宅使用許可申請については、  
下記の理由により不許可になったので通知します。

記

理 由

町営住宅使用変更許可申請書

年 月 日

竹富町長 様

申請者  
法人名  
代表者名 印

下記のとおり町営住宅の使用変更許可を申請します。

変 更 内 容	変 更 事 項	変更前 (申請時)	変 更 後	変 更 理 由

備 考

注1 変更事項に係る証明書等の書類を添付すること。



町営住宅使用不許可通知書

第 号

年 月 日

様

竹富町長 印

年 月 日付けで申請のあった町営住宅使用変更許可申請については、下記の理由により不許可になったので通知します。

記

理 由



町営住宅使用内容変更報告書

年 月 日

竹富町長 様

申請者  
法人名  
代表者名 印

下記のとおり町営住宅の使用内容に変更がありましたので報告します。

変 更 内 容	変 更 事 項	変更前 (申請時)	変 更 後	変 更 理 由

備 考

注1 変更事項に係る証明書等の書類を添付すること。

(表)

第	号	年	月	日	交付
					(有効期間1年)
町 営 住 宅 立 入 検 査 証					
所 属					
職 名					
氏 名	年	月	日	生	
竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例第51条の規定により交付する。					
年		月	日		
				竹富町長	印

(裏)

竹富町営住宅の設置及び管理に関する条例	
(抜すい)	
<b>第51条</b> 町長は、町営住宅の管理上必要があると認めるときは、町営住宅管理員若しくは町長の指定した者に町営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。	
2 前項の検査において、現に使用している町営住宅に立ち入るときは、あらかじめ当該町営住宅の入居者の承認を得なければならない。	
3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証明書を携帯し、あらかじめ関係人に提示しなければならない。	